県下消防本部 消防長 様

救 急 搬 送 体 制 連 絡 協 議 会メディカルコントロールワーキンググループ長中 尾 篤 典

ドクターヘリ搭乗医師に対する救急救命士の特定行為指示要請について(通知)

メディカルコントロールワーキンググループの運営につきましては、平素より格別の 御支援、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ドクターへリの出動要請をした場合、出動要請をしたドクターへリの搭乗医師に対して、救急救命士から特定行為指示要請が可能であるか否かの問い合わせがありました。検討した結果、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 対象事案

119番通報の情報から指令センターの判断あるいは救急現場出動した救急隊の判断でドクターへリを要請した場合で、ドクターへリが到着するまでの間に特定行為が必要となった事案及び現場において特定行為の指示要請が必要とされた場合。

2 指示要請の手順

特定行為指示要請は、地域MCに属する指示医師に行うことが原則である。一方、 出動要請したドクターへリの搭乗医師へ傷病者状態を無線連絡した際に、ドクターへ リ搭乗医師から必要な指示がなされることが想定される。同様に、ドクターへリ搭乗 医師に特定行為指示要請を行って指示をもらうことは差し支えないものとする。この ような場合には、事後に改めて地域MCに属する指示医師から指示を受ける必要はな いが、可及的速やかに地域MCに報告することとする。

3 プロトコール

ドクターへリを要請し、ドクターへリが到着するまでの間に特定行為が必要となった場合に使用する特定行為指示要請のプロトコールは、岡山県メディカルコントロール協議会が定めるプロトコールとする。

4 事後検証

ドクターへリ搭乗医師の指示により特定行為を行った事案は、必ず、各地域MCで 事後検証を行うこととする。